

委 員 会 議 事 録

(令和5年11月15日開催)

奈良県内水面漁場管理委員会

奈良県内水面漁場管理委員会

1. 開催日時 令和5年11月15日 午前10時00分～
2. 開催場所 奈良市三条本町 「ホテル日航奈良」
3. 出席委員 渡辺勝敏、上窪敏、小川彰信、堀谷正吾、河内香織、田辺美紀、川端修、
本城丈夫、森本弘重

事務局 山本書記長、南書記、片岡書記

4. 議事事項 1. 第5種共同漁業権・第2種区画漁業権の免許について
2. 第5種共同漁業権の増殖目標数量の決定と県公報登載について
3. 第5種共同漁業権遊漁規則の制定認可について

5. 議事の経過要領及び議決の結果

山本書記長 挨拶

議事事項1 「第5種共同漁業権・第2種区画漁業権の免許について」

事務局 資料説明

会長 ただいま説明のありました第5種共同漁業権・第2種区画漁業権の免許について何かご意見、ご質問ございませんか。

川端委員 これまで伴堂池で漁業権に基づく養殖が行われていたと思いますが、継続されないのですか。

事務局 今回の漁業権切替では漁業権の取得を希望されませんでした。

川端委員 まだ金魚の養殖は継続されているのですか。

事務局 養殖は行われています。

川端委員 漁業権がなく、養殖をするというのはどのような状態ですか。

事務局 漁業権がなくても養殖を行うことは可能ですが、ため池の魚を自分が養殖している魚だから釣ったり取ったりしないでと主張する権利がなくなります。養殖をしている旨の看板を立てたり、長い間養殖をされているので、周辺の方が承知しており、今回漁業権を取得する必要がないと判断されたと思われます。

渡辺会長 漁業権に基づかない場合においても、ため池の利用については県などの同意を得られているのでしょうか。

事務局 ため池で養殖をされている業者は皆さん、ため池の所有者から同意を得て行っております。

渡辺会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議事事項2 「第5種共同漁業権の増殖目標数量の決定と県公報登載について」

事務局 資料説明

渡辺会長 ただいま説明のありました第5種共同漁業権の増殖目標数量の決定と県公報登載について何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺会長 各漁協への通知にある留意事項は、公報へ載せないのですか。

事務局 はい、公報への公示は、増殖目標数量の数字のみとします。ホームページ等に掲載す

ることは可能です。

渡辺会長 留意事項に記載されている指示が出ていることは、関係者だけでなく一般市民も見られるようにすることが大事だと思います。

事務局 県の農業水産振興課のホームページに載せることにします。

川端委員 ニホンウナギというのは、日本近海にいるウナギのことですか。

事務局 ニホンウナギは、どこに住んでいるかではなく、ニホンウナギという種類を示しております。

渡辺会長 留意事項の文言も内容が分かりにくかったので、「外来産ウナギを放流しない」という表現から「ニホンウナギのみとし、別種のウナギを放流しない」の文言に修正しました。

川端委員 ニホンウナギかそうでないか見たらすぐ違いが分かるのですか。

事務局 誰が見てもすぐに分かるほどの違いはありません。

川端委員 漁協が放流するときには大きくなっているので種類も分かるのですか。

事務局 大きさは鉛筆より少し大きい程度です。漁協が放流するウナギは、養殖場から仕入れられるので、種類がニホンウナギであることを確認して購入することをお願いします。

渡辺会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり決定し、公報登載することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議事事項3 「第5種共同漁業権遊漁規則の制定認可について」

事務局 資料説明

堀谷委員 アユの手釣とはどのような釣り方でしょうか。

事務局 竿を使わないでアユを釣る方法ですが、今はあまり行われていないと思います。

堀谷委員 コイやフナを舟から竿を使わず釣るのであれば分かりますが、アユは難しいと思います。

河内委員 遊漁規則は1度変更すると何年くらい変えることができないのでしょうか。

事務局 何年という決まりはございませんが、一般の釣り人を混乱させないために毎年変えるようなことは適切ではないと漁協には説明しております。

河内委員 計算するとアユやアマゴの単価の上がり幅に応じて遊漁料金を上げておられていますが、あくまで材料費の高騰に応じた値上げだけに留めないといけないのか、それとも漁協の方々が、河川の整備にも労力を割いておられて、それらにも経費がかかる場合には、その経費も遊漁料金に上乘せしても良いのですか。

事務局 説明資料では、種苗単価の増加のみを載せておりますが、他にも人件費の増加など必要な経費があればそれを遊漁料金に反映して構いません。

渡辺会長 他県と比較して奈良県はどのような設定になっているのでしょうか。高いのでしょうか。

事務局 奈良県の漁協は、和歌山県や三重県の漁協の遊漁料金を見ながら、料金を上げるタイミングや上げ幅を決めておられるので、特別に奈良県が高いということはないです。今回も和歌山県の漁協さんが料金を上げるタイミングに合わせられています。全国的に見ると岐阜県や長野県は近畿より少し安く、九州はもっと安いなど、地方による差はあります。

小川委員 和歌山県漁連から奈良県漁連に、和歌山は料金を上げようと思っ
ていますが奈良県はどうされますかと連絡がありました。また、三重県も値上げする
とのことでした。奈良県だけ値上げをしないと、奈良県に客が集中する可能性
があるので、和歌山県や三重県は気にして聞いてこられました。三重県も和歌
山県も同じように種苗の値上げなどで経営が厳しいようです。

渡辺会長 以前この委員会で、遊漁料金の女性割引等について、遊漁規則の
書き方を議論しましたが、今回の切替では修正されていますか。

事務局 以前、委員会で小中学生、肢体不自由者、女性は半額などと横並
びに書くことは女性差別と判断される可能性があるとの指摘がありましたので、小
中学生は半額、女性は半額などと区切って段を変えてそれぞれを記載するこ
とになりました。今回の切替では全ての漁協で書き方を修正してもらって
おります。

小川委員 女性は体力的に劣るとか、女性差別的なことが感じられると委員
会で意見があったので、漁協の理事会でも、女性という文言に代わる言い方
がないか検討しましたが、良い言葉がなく、別々に分けて書くだけに
しました。

渡辺会長 女性という言葉が悪いわけではなくて、全てひとまとめにして表
記することが良くないということでした。

田辺委員 性的マイノリティがクローズアップされて、必ずしも男性、女性
にとらわれないという議論になってきています。将来的には書き方を変える
ことになるかも分かりません。

渡辺会長 現時点では分けて書くという対応にして、今後も、表記について
は検討していくことにしましょう。

渡辺会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり
答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

渡辺会長 他に何かございませんか。

小川委員 奈良県のアユの解禁は5月26日以降となっていますが、国のアユ
冷水病対策に関する方針では、養殖場では加温や薬浴をして冷水病対策を行
い、河川では放流するとどうしても冷水病に罹る可能性がありますので、早
期に解禁して、冷水病が発生する水温になるまでに少しでも釣り人に釣って
もらうこととされています。漁協としてはそれによって遊漁料を得ることも
できます。天川村漁協は、もともと6月中旬に解禁しておりましたが、10
年前から徐々に早くして、放流するアユのサイズも大きくして、5月の最
終日曜日に解禁するようになりました。釣り人の皆さんにも喜んでもら
っています。奈良県では天川村漁協が一番早いです。来年は、5月26日
が日曜日なので、26日に解禁しますが再来年は、5月25日が最終日曜日
なので、6月1日に解禁せざるを得ません。県に聞いたところ、以前から
規則で決まっているとのこと。6月に入ってからの解禁になると、周りの
県ではどの河川も既に解禁しており、そこにお客さんが行ってしまいま
す。奈良県では9月中旬までしかアユ釣りはできませんので約3ヶ月程
しか漁期がありません。だから早く解禁したいので、規則も変えていく
べきだと思います。しかし、県は、和歌山県及び三重県と解禁日を合
わせているので、難しいとのこと。奈良県の場合は、解禁日を早くして
も困る漁協はありま

せん。5月20日に解禁できるようにしたら、漁協によって5月末にするところやこれまでどおり6月に入ってから解禁するところもあると思います。早く解禁できるよう規則を変えることはできませんでしょうか。

事務局 アユの採捕期間は、奈良県漁業調整規則で定められており、5月26日から12月31日までしか採捕できないことになっています。この規則は各県で定められています。熊野川水系は和歌山県も三重県も奈良県と同じアユの採捕期間になっています。以前、熊野川水系のアユ解禁は、6月1日以降と定められていましたが、約10年前に3県で合わせて5月26日以降に変更しました。その時に、奈良県と繋がっていない川である和歌山県の日高川等は5月1日から、三重県の宮川等は5月10日からに変更されています。このように熊野川水系については、3県で合わせておりますので、5月26日より早くする場合には、3県での調整が必要と思われますが、奈良県はダムで分断された上流域なので、奈良県だけ変更するというのも可能かも知れません。

小川委員 天川村は天然遡上もなく、放流のみなので、下流との調整は必要ないと思います。5月26日以降から5月25日以降に1日早くしてもらえるだけでも、5月中に解禁できるようにしますのでお願いします。

事務局 県の漁業調整規則の変更には、水産庁の協議が必要になりますので、解禁日を早めるにあたって、どのような根拠資料等が必要か水産庁に確認することとします。例えば、温暖化により水温が高くなり、アユの成長が早くなっているデータの提出やこれまで3県で調整してきたが今後はどうするのか説明する必要があると思います。

小川委員 和歌山県は5月26日から5月1日に変更できたわけですから、奈良県も5月26日から5月20日に早めることはできると思います。せめて1日でも早くしてもらいたいです。

事務局 変更に必要な根拠資料等について、水産庁に打診してみます。

小川委員 早急をお願いします。

渡辺会長 5月25日に1日だけ早めるのであれば、特に根拠データは必要なく、単に5月最終の日曜日に解禁したいからという理由で良いと思います。

渡辺会長 他に何かございませんか。他にないようでございますので、本日の委員会の議事録の署名委員には、川端委員さん、河内委員さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員